

招集期日 平成24年7月26日(木曜日)

招集場所 入間市庁舎5階第1委員会室

開 会 7月26日(木曜日)午前 9時31分

閉 会 7月26日(木曜日)午前11時54分

出席委員	委員長	駒井 勲	副委員長	宮岡 幸江
	委員	安道 佳子	委員	吉澤 かつら
	委員	永澤 美恵子	委員	山本 秀和
	委員	向口 文恵	委員	横田 淳一
	委員	小島 清人		

欠席委員 な し

委員会に出席した事務局職員	都 築 敏 夫	齊 藤 光 明
	高 山 勇	玉 井 栄 治
	町 田 秀 紀	佐 藤 大 輔

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時31分）

委員長 おはようございます。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 それでは、次第により進めてまいります。

1の予算書、議案などの資料充実についてを議題といたします。

この件につきましては、前回の委員会で案文を修正し、委員に周知することに決定いたしました。修正した案文について6月29日までに確認をお願いしたところ、特別ご意見はありませんでした。委員長としては、お手元にご配付した案文の下線の部分、「なお、資料作成にあたっては、事務事業評価や決算を意識した内容となるよう配慮願います」という一文を入れたほうがよいと思いますが、この件について委員のご意見を伺いたいと思います。

見ていただいて、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

永澤委員 ちょっと私の勘違いかもしれないのですが、つまらないところなのですが、「ますますご清祥のこととお喜び」の「喜」、これ余り使わないのかな。「慶」ですよ、どちらかという。

委員長 事務局、どうですか。

局長、どうぞ。

議会事務局長 一般的にはそういうふうにも見られますけれども、これは特別限定したものではなくて、「慶」でもこれでもよろしいかと思えます。間違いではないとは思いますが、「慶」のほうがいいというのであれば、「慶」に変えますが。別にこだわるところではないと思えますので。

委員長 わかりました。では、「慶」にさせていただきたいと思えます。

ほかには。内容についていかがでしょうか。

保守系さんは。

宮岡幸江委員 いいと思えます。

委員長 共産党さんはいいですか。

安道委員 はい。

委員長 公明さん、いいですか。

永澤委員 いいです。

委員長 みらい市民クラブさんは。

山本委員 それでいいです。

委員長 それでは、その部分だけちょっとつけ加えさせていただきたいと思います。それで、あとは議長のほうにこれをお願いして、市長のほうに提出していただくと。一文を追加した「予算書の資料充実等について」を市長へ提出ということで決定させていただきます。

次に、2の議長任期についてを議題といたします。この件につきましては、議長の任期は2年と、原則1年という意見があり、持ち帰りとなっていましたので、各会派より検討結果の報告をお願いします。

最初に、保守系クラブさんをお願いします。横田委員。

横田委員 会派で会議をして、いろいろ話したのですが、やはり議長、ことし2年やっていますけれども、やっている方たちの話を聞くと、やはり1年が基本のほうがいいという意見が多いのですね。1年やれば十分なのではないかということで、原則は1年にしてもらって、2年まではできるというような感じでやはり進めてもらいたいというような意見でした。

委員長 次に、公明党入間市議団さん。

永澤委員 基本的には2年で、今のところは変わりません。

委員長 日本共産党入間市議会議員団さん。

安道委員 うちのほうも基本的には2年でというふうなことで、これまでどおりで、変わっておりません。

委員長 みらい市民クラブさん。

山本委員 私どものところも2年1区切り、再任を妨げない。途中で欠けた場合は残任期間について補欠でやるという形で、2年区切りでやっていくということをお願いしたいというふうに思います。

委員長 意見が今までどおりの状況なのですが、いかがいたしましょうか。もう一度持ち帰りしますか。

〔話し合うしかない〕という人あり〕

委員長 あと一度だけ、では持ち帰りしていただいて。

ぶっちゃけた話、議長を経験している人とか議長経験者のほうからそういうふうな意見があったということでお願いしたいと思います。

ただいま各会派から報告を受けましたが、この件については……

〔(済みません)という人あり〕

委員長 はい、どうぞ。

永澤委員 ごめんなさい。もうちょっと詳しく。どうして。会派持ち帰るのに、私たちもこのままだと変わらないのです、やっぱり議長をずっと出してこられた保守系さんのほうのご意見というのは大きいと思いますので、会派に持ち帰るときに、もうちょっと、やってみたらきつ

かったというだけだとちょっと持ち帰れませんので、何か、こういったご意見が出たのか、その辺ちょっと教えていただきたいのですけれども。

委員長 横田委員さん。

横田委員 前もちょっと言われたのですが、1年、2年やられる方とか、いろいろ今までもいたと思うのですけれども、やはり1年で、前も言ったかもしれないけれども、やった方に言わせると、1年間で十分に議長の仕事はやり終えたというような意見がやはり多いです。2年までには必要ないと言ってしまおうとあれかもしれないのですけれども、2年は長いのかなという意見が多かったかなというふうに思います。

どうなのですか、全国的にも半分、半分ぐらいですか、今。どうなの。

委員長 事務局で。近隣だと1年が多いですね。

〔(そうですね) と言う人あり〕

委員長 近隣の11市町村ですか、その中だと大体みんな動いていますから。

事務局長。

議会事務局長 たしかそれについては資料があったと思いますけれども、ちょっと今手元にございませんので、ちょっとまた後日用意いたしたいと思いますけれども。

これは平成22年12月31日現在ということで、全部で809市を対象に調査しているのですけれども、人口が例えば5万人未満ですと、2年というのは53.8パーセント、5万人から10万人のところだと、2年というのが49.6パーセント、10万人から20万人で41.1パーセント、20万人から30万人で44.2パーセントということでございます。

ちなみに、1年というのが5万人未満では17.5パーセント、5万人から10万人で30.2パーセント、10万人から20万人の人口で37.4パーセント、20万人から30万人で41.9パーセントと、大体そのぐらいな感じです。傾向としましては、やや2年のほうが多いのかなというところでは。

もう一回繰り返しますと、5万人でいきますと1年が17.5パーセント、2年が53.8パーセント、5万人から10万人ですと1年が30.2パーセント、2年が49.6パーセント、10万人から20万人ですと1年が37.4パーセント、2年が41.1パーセント、20万人から30万人ですと41.9パーセントは1年、2年が44.2パーセントということで、人口が多くなると1年というのはだんだんふえてくる傾向ではないかと思えます。

以上です。

委員長 横田委員。

横田委員 半々ではない。若干少ないかなという、2年のほうが多いかなという感じみたいですが、やはりやった方によると、1年でまだいいのではないのという意見が多いです。

委員長 山本委員。

山本委員 今局長おっしゃられた分って、結局議員定数に比例しているのだと思うのです。議員の頭数が多い、これは言い方悪いけれども、なりたい人が多い。そしたら、順繰りに回そうと思ったら、1年で切らないと4人入らないという話になってくるわけで、逆に言うと、うちもここまで人数減らしていますから、逆に1年で回し始めたら高速回転するという話になるわけで、これは申しわけないけれども、これは変えどきのだろうというふうに思います。大体人口5万人規模の自治体の議員さんの数というのはどこも同じになってきている部分は、これ事実関係としてはあるので、20人そこそこですから、それでいくと1年で回すほうが逆に今後きつくなってくる。今比較的まだ期数の長い先生方おってなので回していけますけれども、これごっそり世代交代して、1期生が半分とかいうような話になってきたときに、1年で、1期4年間で4人回さないといけないとなってきたときに、これ優秀な人がやるのだったら1期でやってもらっても構わないのだけれども、回さざるを得なくなる可能性も出てきますよねということを見ると、人数が減った分だけポストの数も減らさないといけないねというのが当然、安定した議会運営という部分で、議長も含めて再三おっしゃっていられる分ていくと、ポストも整理をせざるを得ないわけだから、2年やっていただくことを考えざるを得ないのではないのかなというふうに私としては考えます。

あと、やっぱり議会改革だとか、長期的な課題も出てきていますから、1年では、これも繰り返しになってしまうけれども、1年で回すというのは、大体道筋がつく前に1年来てしまっ、次の人に託さんならんて話になってくるから、やっぱりそういう部分でいっても、ある程度のタイムスパンはないと困るというふうに思いますから、2年にしていただきたいなというふうに思っています。しんどいという話あったら、途中でやめてもらったらいい、平たい話。そこまで拘束するものではないので、そういう形にさせていただけないかなというふうに、うちとしては、同じになりますけれども、そのように思います。

委員長 公明党さん。

永澤委員 もう一つ確認なのですけれども、2年にした場合に、例えばふさわしくない方がたまたまなってしまったときに、解任動議を出しても、その方がおりないとなれば、おりられないのでしたっけ。そこがちょっと確認したいのですけれども。

委員長 事務局のほうでお願いします。

議会事務局長 制度としましては、現在もそうなのですけれども、辞表といいますが、辞任しない限りは議長交代しません。ですから、一たんなった人が、4年間のうち最初の1年で議長になった人がどうしても辞表を出さなければ、その人は4年議長することもできるのです。ただし、そういうことがここで、全国でよくあります。1期やったのだけれども、辞表を出したくない、もう一回やりたいということであちこちでやるのですけれども、必ず引きずりおろされていますね。成功しないですね、それは。現実問題としてはです。ですから、どうして

もやりたいと辞表を出さなくても、何だかわかりませんが、追い詰められて、最終的には辞表を出しているような感じはします。

以上です。

委員長 横田委員。

横田委員 今局長から、おりられるということを知ったので、ちょっと安心したのですが、会派の中でやっぱり話が出たのが、議長にふさわしくない人がもし議長になってしまった場合、2年間やるのはちょっとおかしいのではないかという話も出たのです。1期生で議長をやっている市があるという話が近くに出て、それは議会としてどうなのというような話が出たのです。それで、そういう人にかえることができないようだ、その市としては2年間なら2年間そうやって拘束されてしまうとちょっとおかしいのではないのというような話も会派の中では出ました。

委員長 永澤委員さん。

永澤委員 ただ、ちょっと、近隣市の場合は選んだ議会、議会が選ぶわけですから、議会が選んだ、議会はどうなのというのは私はあるのですが、別に議長が。ただ、実際、よかれと思ってやった方が反対に急に翻る場合もあるので、ちょっとお聞きしたのですが、そうすると、基本的には、解任動議を出して何とかとなれば、おろせないわけではないということですね、基本は。ただ、制度上は無理なのですよ。

議会事務局長 制度上は議長はおろせないわけですが、実態としては、必ずそれは通らないという状況が続いています。

永澤委員 はい、わかりました。では、ちょっとその辺も含めて持ち帰らせていただきます。

委員長 そうですね。入間市の場合は、私は絶対議長からおりないと言って2年やった人もいますけれども。写真飾ってある人の中にいるのですが。

横田委員さん。

横田委員 では、一応保守系だと、原則1年の、2年妨げないということなのですが、一回ちょっと持ち帰らせてもらって、その反対の考えができるかどうか、もう一回。2年の1年、ちょっともう一回聞いてみます。

委員長 あと、自分でやった経験からいくと、1年で全力投球して終わるというのも一つの方法ではないかとは思いますが。結構議長も大変といえば、自分の時間がなくて拘束されるというか、ありますから、必ず何かあれば議長出ていくようですから。

一応、では持ち帰りということで、もう一度検討していただきたいと思います。

それでは、次に3の予算・決算審査のあり方についてを議題といたします。

この件につきましては、持ち帰りとなっていましたので、各会派より検討結果の報告をお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

永澤委員 今の議長の件なのですけれども、どの程度のスケジュールなのか。やってみた者でないと全くわからないですね。それで、1年間のどのぐらい公務があらわれて、昼夜含めてどんな感じになって。お忙しそうだなとは思うのですけれども。

委員長 次長。

議会事務局参事兼次長 私も4月以降からの事務を担当しているのですが、昨年度の議長のスケジュールを見ますと、例えば4月、5月というのは各種団体からのご案内というものはたくさんあります。ほぼ毎日、平日の夜あります。日によっては1日2カ所、3カ所、それから土曜日、日曜日についても、イベント等のご案内というものがたくさん来ております。ですから、議会の中の仕事ということは当然皆さん見えていると思いますが、議会以外のところでの議長という立場で、市長と同じような市民の代表という形になりますので、いろいろなところで議長としての公職というものがかなりの数があると思います。4月、5月、6月、議会が開催される月につきましては、比較的議会に、全うしなくてはいけないということですので、余りそういうような業務は、公務は入ってきませんけれども、議会が入ってこない、入っていない時期についてはあります。

分野としては、福祉系の公職としての呼ばれる、あるいは消防団、それとあと各種小中学校のイベント、地域のイベント、それから経済関係の各種団体のイベント。ですから、入間市のすべての分野における各種団体等の、関係団体等の会合等に出席するということがあろうかと思えます。基本的には議長がすべて出ていただくということですが、議長がどうしても都合がつかない場合につきましては、当然副議長がその場をかわりということを出ていく、いるというような状況でございます。

委員長 どうぞ、永澤委員。

永澤委員 もし年間スケジュールみたいなのがあれば、ちょっと検討で、持ち帰るときに見せていただければ。

委員長 次長。

議会事務局参事兼次長 それでは、参考となるようなものを各会派へ1枚ずつ。ピークのとくと平常時のときとか、ちょっと比較できるようなものとして、議長のスケジュール表というものがありますので、それを後でお渡ししたいと思います。

委員長 山本委員さん。

山本委員 今の分で副議長の分もいただけますか。要するに、今ほとんど議長が行かれているのだと思うのです。議長の議会としての渉外活動の部分が非常に重いということ今お話しあったのだけれども、これ副議長との分担の仕方を変えればクリアできるかもしれないという部分があるので、副議長の仕事量はどのようになっているのかという部分もあわせてご提示いただ

けるとありがたいですね。

委員長 次長。

議会事務局参事兼次長 議長のスケジュール表の中で、そこに議長のかわりということで出席されているということで一覧表になっておりますので、それは1枚の資料を見れば議長、副議長のスケジュールがわかるということになります。ただ、今の議長につきましては、過去もそうだと思いますが、議長にご案内来ているということで、最大限やっぱり自分が出席するのだという姿勢の中で議長の方たちは活動されているのかなと思います。どうしても自分が外せないスケジュールについて、副議長にかわりに行っていたような内容かなと思います。

委員長 あと、ちょっとつけ加えさせていただければ。

出席することというのはそれほど苦痛ではないのですが、そこでそれなりの話をしないといけないという。団体ごとにやっぱり違いますから、余り見当外れの話をしてもおかしいですし、その辺のところがちよっとあるということで。

それでは、では進めさせていただいてよろしいでしょうか。

次に、3、予算・決算審査のあり方についてを議題といたします。

この件につきましては、持ち帰りとなっていましたので、各会派より検討結果の報告をお願いしたいと思います。

保守系クラブさん、お願いしたいと思います。横田委員。

横田委員 予算・決算ですよ。予算のほうは最初のあれで、資料充実というのは前提にして、今までどおり各常任委員会でやっていくのがいいのではないかとということで話がまとまっています。まとまっていますというか、そういう話になっています。

それと、あと決算のほうなのですけれども、これはやはり今は選挙の間、前後2年はやらずに、その間の2年だけ決算特別委員会ということになっているけれども、これは4年間を通して決算特別委員会ということでやって、なおかつ、今11月まで入り込んでしまっているのを10月中旬ぐらいまでにはできれば終わらせて、この前のお話、なかなか次の翌年度の予算にそれを反映するのは難しいということではあったのですけれども、実際問題。でも、それはやっぱり決算特別委員会で決めた意見、要望なので、できる限り翌年度の予算に反映させるように、これは執行部のほうにそう要望を出していくということで、そのためには10月の中旬ぐらいまでにはやはり決算特別委員会で決算の審査を終わるという方法がいいのではないかとことです。

委員長 今までどおりやりながら、決算特別委員会をなるべく早目に終わりにすると。

横田委員 そうです。終わりにして、それを翌年度に生かすように執行部のほうにも努力してもらおうということです。



委員長 はい、わかりました。

公明党さん。

永澤委員 うちのほうも、決算に関してはこの前お話ししたとおり、今までどおりで、大体10月末には、万燈まつり前には終わるような方向のスケジュールが望ましいのではないかということです。

予算に関してなのですが、ちょっと特別委員会を持って、こちらが常任委員会というのはちょっとあり得ないのかもしれないのですけれども、スケジュール的なことを考えると、予算のほうは全体会を一度持っていただいて、間、常任委員会のほうに委託をしてという形が望ましいのかなというふうには話は出ているのですけれども、それが決算と予算が違うとおかしくなってしまう。議会改革にならないのかどうかというのはちょっとまだ議論が分かれるところなのですから、予算のほうは全体会というのを持って、その後常任委員会でやったほうがいいのではないかという感じ。

委員長 全体会というと、総括質疑のほかに。

永澤委員 ほかにですね。質疑とは別に……

委員長 幾日か。

永澤委員 予算委員会として、全体の予算委員会というのを持つべきではないか。前後どちらでもいいのですけれども、前後終わってから全体で見ては。結局、分かれてしまうと、委員会がまたがっているような、予算に関して議論が分かれてしまうと、きちっとした議論ができないのではないかということで、どこかのタイミングで全体の予算を見通した上でやってみて、ではここは総務に聞いたかったとか、そういうことが起きるといけないので、できれば最後に持っていただくとか、そういうのが望ましいのではないかということです。

委員長 という、もしそういうふうな形でやりたいということだと、山本委員の言うような分科会というか、そういうふうな形で、分科会では質疑、応答だけにしておいて、そこでは決をとらないで、最後に全体で集まって、それで決をとるという方法だと、そこで動議が出たり何かする可能性は出てくるのですよね。

永澤委員 そうですね。

委員長 いろいろなあれにまたがっているとかね。そんな方向がいいのではないか。

共産党さんは。

安道委員 うちのほうではこれまでどおりで、決算については保守系さんや公明党さんと一緒に、これまでどおり特別委員会を設置して、10月中にはまとめられるように。できるだけ予算に反映できるようにというふうな形でやっていくのが、無理がなくできて、市民も十分時間とれるのではないかというふうなことで、これまでどおりです。

予算のほうについては、やはりいろいろ今お話がありましたけれども、やっぱり最終的に

は委員会でやるのが望ましいのではないかというふうなことで、各常任委員会でやっぱり審議するというふうなスタイルでやっていくのがいいのではないか。やっぱり、でない、各常任委員会も予算をきちんと取り組むというふうなところがなかなかないというか、そういうふうなことをまずきちんと確保したほうがいいのではないかというふうなことで、本当は分割付託いろいろあるというふうなこともありましたけれども、常任委員会でというふうなことでうちのほうでは出ています。

委員長 わかりました。現行どおりということで、予算のほうについてはね。

安道委員 予算のほうです。

委員長 決算については、ちょっと早目に上げていただくと。

安道委員 はい。

委員長 みらい市民クラブさん、お願いしたいと思います。

山本委員 考え方として予算案を分割付託するには賛同できないということで、そこは変えてくださいということを最初から申し上げているので、その部分をクリアできるような方法に変えてくれということです。ですので、予算についても、これ毎年置かれるものですから、特別委員会的なものですけども、多分位置づけとしては、毎年置くのだから、もう常任委員会ですよねという、予算常任委員会をつくってくれという話になるのだと思います。決算についても毎年置くものですから、それでいくと、もう常任委員会、要するに決算の常任委員会ということだから、それでいくと、あわせて予算、決算常任委員会みたいなものをつくって、そこへ全部予算案と決算認定案はかけるということにさせていただきたいですねということです。今の決算委員会、うちの決算委員会のような形の選抜チームみたいな形にするのか、あるいは全員はめるような形で分科会方式にするかというのは、これはご賛同いただけるのであれば、皆様のご意見反映する形で決めればよいと思うのですが、少なくとも全体で議論する場をきちんと委員会として設ける。修正動議だとか、さまざまな機会ができるような形でやれるような仕組みにさせていただきたいということなので、現状の分割付託だけはやめてくださいということで予算、決算ともお願いをしたいというふうに思っています。

委員長 分割付託というと、例えば分科会でもだめだということですか。

山本委員さん。

山本委員 分科会の場合は、一たん全体会に委嘱をして、全体審査をやってから、形式的にいくと、それで分科会に振って、委員長さっきおっしゃられたように、採決をしないで戻してきますから、その部分は私たちとしては範囲の中に入る話です。全体会が前後で前と後に入りますから。そういう形であれば、余地があるという話になりますけれども、今の現状の分割付託の場合だと、少数の会派だと、委員は出していないということになると、その所管部分については一切発言できませんので、現状委員外議員というのはありますけれども、実際に使っ

ている側からしても非常にありがたい制度ではあるけれども、非常に使い勝手の部分では制約が大きいという部分がありますので、それはやっぱりすべての委員さんがすべての分野についてかかわれる余地というのはきちんとつくっていただきたいということなので、そういう仕組みをぜひ考えていただきたいということで、私のほうで出しているA案、B案、C案というのは全部、A案からC案というのは、全部そういう場がどこかに入るような形で組んであるものなので、そういう部分を織り込んでいただいてやっていただけたらなというふうに思っていますので、今までどおりというのだけは勘弁してくれという話なので、お願いしたいというふうに思います。

委員長　それと、あとはもう一点、全員でやるのか、それとも委員を選抜してやるのか、その辺の考え方はどうなのでしょう。

山本委員さん。

山本委員　うちの会派として考えていくときには、最終的には、2人ですからなかなかまとまらぬのですが、最終的に何とかまとめさせていただいた分では、選抜チーム、私どもでAからCまで出した中では、A案の形、全体の議員の定数の半分で委員会をつくって、2年で交代するという形でのもので、4年の任期の中できちっと予算、決算通しですするというふうな形でやるのが一番議会としての行政評価とか、いろいろなこの後出てくるようなことを含めてやるにしても、そういう場があるほうがいいだろうというふうに思いますので、そこを一押しにしますけれども、うちの会派の中でも、全員がかかわれるようにしてほしいと。毎年、全員がかかわれるような仕組みにしてほしいという意見も確かにありましたので、それでいくと分科会というのは一つの落としどころだと思いますので、その部分の中で全体の広い合意がとれるような形で落としていただければいいというふうに思っています。

委員長　一応各会派からご意見が出ましたが、ご意見があれば出していただきたいと思います。

永澤委員さん。

永澤委員　やっぱり決算特別委員会、予算特別委員会って理想だとは思いますが、実際問題、やっぱり3月にうちの場合は議員の改選期に当たってしまうと非常に厳しいのかなという。その特別委員会になった方の動きというのがそこでとまってしまうというのは、なる方というのは余りいらっしやらないのではないかなというふうには思います。ですので、4年間、なので4年間の間に常任委員会に戻ったり、特別委員会に戻ったりというのが一番いけないことだと思うのです。なので、やっぱり均等かというと、形では、私たちのほうでは、要するに全体会はあるけれども、基本的には委員会の中で、細かくは常任委員会の中でやってほしいという意見が多かったのですけれども、ちょうど本当に重なってしまうので、どうなのかなというのは、非常に皆さん個々の意見として、そんなこと関係ないというのは確かにあるのですけれども、実際問題としては間に合わなくなる場合もありますし、非常に最後の最

終の日程調整がすごく2月議会になったときに難しいのかなというのがあるのです。

委員長 3月選挙なので、2月に予算審査を委員としてやるとなると、その人の負担が大きいという。というご意見がありました。

山本委員さん。

山本委員 確かに4年に1回選挙が入るので、第1回定例会って1カ月繰り上げになるし、日程的に非常にタイトでやっているというのは確かにあるのですけれども、やっぱり当然任期の中での話ですから、やっぱり自分の選挙があるからというのは理由にならないのだろうというふうに思うのです。これたとえ選挙の運動期間中であつたとしても、会議が開かれるときには来なければいけないわけですから。これ究極ですけれども、極論だけれども、やっぱり選挙があるので審査の時間がとれませんというのは、市民に対して説明がつかない話だろうというふうに。やっぱりこれ外に対してアナウンスしたときには多分そういう答えが絶対返ってくるだろうなというのは、危惧をするところです。

全体の審査の密度をどうするかという部分は、特に4年に1回、非常に日程がタイトになる中で考えなければいけない部分ではあるので、資料の充実等々で限られた時間の中でどこまで審査の密度を濃くするかという部分をあわせて考えないといけないとは思っていますが、分科会方式にするにせよ、特別委員会を置くにせよ、その分の日数は何とか確保してでもやるべきだろうなというふうには、うちとしてはやっぱり考えますね、これは。それを3日にするのか、1週間とるのかというのは、それはありますから、それは審査の密度の部分、どこまで下準備でカバーできるかという部分の中で判断していくしかない部分だと思います。

そういう部分でいったときに、並行審査はうちはやめていますから、1日1委員会で、並行審査やめているわけだから、全体会の日程等々をとることを考えると、分科会のほうが日数かかるという部分は、やっぱりどうしても避けられないところが出てくるので、それでいくと、選抜チームでつくって一本通しでやるほうがそれぞれの分野ごとの時間の切り詰めができますから、1日で総務やって、残りの半日で都市計の部分まで食い込みましたよというようなことができるのは通しでやっている場合だけですから、分科会でやってしまうと、もう日程の都合で日にちが変わってしまう部分がありますから、その部分余計に日程かかるし、前後の全体会の置き方も、実際にカレンダー自分でつくってみて、やっぱり相当、座長報告だとか、やっぱり報告書のたぐいで、おしりで時間かかるので、その部分でいくと、やっぱり余り階層を深くしない方がいいだろうという部分はちょっと、実際に日程を、カリキュラムを組んでみた印象としてそういう部分があるので、そういう部分もぜひお含みおきをいただいて、できるだけ予算のほうはコンパクトな日程でやれるような、充実したものをやれるような仕掛けをちょっと考えたほうがいいだろうなという、私たちは考えを持っています。だからといって、分割にしてしまうのはちょっと賛成できませんけれども。

委員長 宮岡副委員さん。

宮岡幸江委員 分割と分科会というのと、それから常任委員会でやるというのがちょっとよくわからないのだけれども、予算となったら期間がやっぱり短い中でやることはずっと皆さん承知はしているわけで、その中でやるのに、今皆さんのお話の中から、全体会で1度はやるのはいいなとは思ったのですが、今活性化いろいろやっている中で常任委員会の人たちが予算もきっちり審査して、余り煩雑ないろいろな会をつくってやるのではなくて、私は常任委員会に責任を持ってやっていただくというのがいいのではないのかな。まして、それまで幾ら、そこに会派が入っていないとか、確かに一人会派だとなかなか難しいかもしれないですけども、使い勝手の悪いと今言われたけれども、傍聴とかできますし、それからみらいさんのほうは自分の会派のことを心配されているけれども、来年3人になるかもしれないわけではないですか。そういうことをいろいろ考えれば、私、常任委員会というの、せっかく今までも活性化しようということできずとやってきた中で、これをうちの人間とすると、またそれを分科会や何かにして煩雑にすることもないのではないのかなと、そのところがちょっとよくわからないのですけれども。

委員長 山本委員さん。

山本委員 そもそもところで、分割付託のデメリットとして大きい部分というのは、所管外の領域についての認識はどうしても浅くなりますよね。特に期の浅い1期の先生方なんかにしてみると、やっぱり自分の所管分野の事実関係追っかけて、質疑やって、やるだけで手いっぱいという現実問題としてあると思う。自分も1期目のとき最初そうでしたから、みんなそこからスタートするので、そしたら、では福祉教育常任委員会、今本当一生懸命やっつけられるけれども、例えば福祉教育常任委員会と言うと、歳出は持っているけれども、歳入はほとんど議論の対象にならないですよ。そういった部分で考えたときに、予算書全体って、入りと出が当然セットになって、右と左合う形で作っているわけだから、歳出を精査するに当たって歳入の裏づけがどうなっているのかというような部分というのを分割してしまうと、議論の対象からはどうしても外れてしまいますよね。答える人いないのだから質疑もないわけですから、そういう部分で、分割していくという部分が本当にいいのかなというものはあるんですよ。すべての事務事業にお金かかるわけだから、やっぱり歳入とセットしていかないと、きちっとした全体像というのはなかなかつかめぬだろうという部分も検討の中には入れなければいけないだろうなということが一番大きくあると思います。

あと、現実的な問題として、特定財源だったとしても、入りが違う委員会だったりすると、その部分手が届かなかったりすることって意外にありませんかという話です。やっぱり財政全体に我々責任持たないといけないのだから、財政全体について広く議論ができるような場は少なくともつくらなければいけない。議員のほうもそれに対応できるような形で、やっぱ

り全体についての認識を持てるような、持たないといけないような場をつくる必要があるだろうというふうには私は強く思っています。うちの決算の審査については、決算委員会是一本通しでやっているわけですから、非常に貴重な場なのだけれども、予算についてもできれば同じような形で一本通しでやるような形にした方がいいだろうとは思っています。ただ、おっしゃられる日程の問題があるので、分科会という形で詳細審査の部分は細かく分けてやるということもあるだろうけれども、前と後ろにきちっと全体について考える場というのは持たないといけないと思うので、その部分が多分うちとしては歩み寄れる部分として分科会が限界だろうと思うので、その辺はちょっとご理解いただきながら、その辺もご考慮いただけるといいなというふうに思います。

委員長 宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 議員が全体を確かに把握していなければいけないし、出も入りもすべてやっていなければいけないのかもしれないけれども、それができないから常任委員会をつくって、それぞれ担当の委員を、常任委員会に入って細かくやっているのではないのかなと私は思っています。今回の予算にしても、今までは全く常任委員会に任せっきりだったけれども、そこに全体会が入れば、私はそこである程度の認識を深めてもらったり、またそこで聞くなりしてやればいいことで、議員があくまでも全部出と入りわからなければいけないから分科会にしてというのではなくて、何のため、では常任委員会あるのみたいなことにもつながってくるのではないのかなと、今お話を聞いていると。だから、私は今回の、本当に決算と違って、予算というのは短い期間で審査しなければいけないし、そこでやるには、やっぱり常任委員会ですと、それこそ出と入りも見ているはずだから、確かにほかとまたがっているものもある、だから全体会というのは確かに必要だとさっきお話を聞きながら思ったのですけれども、あとは常任委員会に任せるということで、その委員になった方たちがしっかりと審査すればいいのではないのというのが、個人的な意見ですけれども、会派に持って帰っていないのでわからないのですけれども、私はそんなふうにしたのですけれども。

委員長 山本委員さん。

山本委員 今副委員長おっしゃられた分が分科会方式ですよ。結局全体会から、その常任委員会、分科会の組み方もいろいろあるけれども、常任委員会と同じ構成の分科会をつくれば、同じことになりますよ。その部分まではうちとしても否定はしないし、一つの落としどころだろうなという印象は持っています。全体の状況を見ていてね。要するに……

宮岡幸江委員 分科会で終わらせたくないの。

山本委員 ただ、その常任委員会の形で、やっぱり、これ事務局に聞きたいけれども、予算特別委員会を例えばつくって、全体会にかけて、それをさらに常任委員会に振りかえるということは法律上できましたっけ。

委員長 特別委員会でやって。

局長。

議会事務局長 考え方としましては、最終的にどっちに付託するのかですよ。全体会の委員会みたいなものをつくって、そこに付託をしたのか、各常任委員会に付託したのかですよ。ですから、付託したほうが優先になると、いずれにしても。ということだと思のです。ですから、全体の委員会に付託して、それを審査を分科会でやるということは別にできなくはないですね、審査をするだけだったら。

〔(結局、議決してどこかに付託すればいいかなら) と言う人あり〕

議会事務局長 そうです。だから、最終的な責任という議決は、委員会は採決というのは、付託されたところでやらざるを得ないですね、いずれにしても。そこが基本ですよ。

委員長 山本委員さん。

山本委員 要するに、常任委員会に振れば、常任委員会に当然所管外の部分まで振れないのだから、常任委員会に振るということは、分割して振るわけですよ。振ってしまったら、その所管分の審査だけしか付託していないのだから、それしかやれぬという話になるわけですよ。特別委員会に1本全部振ったとしたら、議決の最終的な委員会議決というのも全体会でやらなければいけないという部分の縛りが出るということですよ。委員会から委員会へ勝手に振りかえることはできないので、一たん本会議に戻さなければいけないのだけれども、議決していないものを戻すという部分はロジックとして成り立たないですねという話だから、基本的に道はどっちかという話になるので、要するに副委員長おっしゃられるように、どうしても常任委員会で議決をしたいということであれば、分割付託以外方法がないということになってしまいます。全体では置けないということになるわけですが、本会議でやるしかないわけだから。全体会を置こうとすると、そのつくった予算特別委員会の中で分けないといけないから、分科会という形で、総務分科会とか都市経済分科会というような形にやらざるを得ないと。最終的にそれは全体会で議決をすることになるから、分科会での議決はできないということになって、戻ってくるというロジックで、道はこれどっちかの選択しかないということだから、分科会という形であれば、うちとしてはこれはそこまで踏み込んでもいいけれども、常任委員会で分割してばらばらに議決するという部分の審査のやり方は、やっぱりうちとしてはいかなものかというふうに思っていますので、全体会を置くところまでの合意がとれるのだったら、ぜひもう分科会方式ということで、大体内容的には理解はされるのだろうと思うし、審査の議員の動きとしては、多分今とほとんど、全体会が前後につくぐらいの部分の違いしかないの、その部分でいくと分科会方式落としどころではないのという、今ご議論聞いている中ではそういう印象を持ちました。そこまでだったら、うちとしても歩み寄れるかなというところですね。

委員長 宮岡副委員長。

宮岡幸江委員 誤解があったかな。済みません。今やっている総括と同じようなものがあと1回ふえるようなものかなという意識しか私の中では、さっき言ったのはないのです。つまり、分科会がどうちゃらこうちゃらではなくて、今までの委員会に付託したものに、それプラス、今総括やっていますけれども、その予算のほうの総括的なものの全体会というのかしら、それをやるぐらいの、私はそのぐらいでいいのではない……そのくらいでって、それが今まではなかったわけだから、それがあれば一步前進かなと思ったので、そのくらいの思いで言ったのです。だから、多分山本委員が言ったのはもっと細かく、何か違うのかなというのはちょっと思ったところですけども。

委員長 永澤委員。

永澤委員 ちょっと質問なのですけれども、委員会付託をした場合に、委員会で決をとらなければいけないですよ。そうですね。委員会で賛成か反対か、要するに結論を出さなければいけないのですよね。だから、常任委員会に付託をするということは、最後全体会を持とうが何しようが、さっき委員長がおっしゃったように、委員会で決をとらないで全体会をあと一回やるということは、何らかのそういう、名前が違えど、予特のようなものをつくって、その中で、今言ったように委員会が分科会という名前になってやって、最後の全体会でもう一回質疑ができるようなところをやって、それは予特としての位置づけになるわけですか。それ以外ないのですね、では。結局そういうことなのですね。委員会に付託してしまえば、委員会で決をとらなければいけない。そうすると、私たちのほうはやっぱりある程度予特というものをつくって、さっきやっていた、今までやっていた、総括質疑の中でやっていた予算の最初の質疑が一番最初にあって、次に委員会が名前を変えて分科会という形になって、細かく3常任委員会がそのまま分科会という名前になって、審議していただいて、最後にもう一回、やっぱり福祉教育なんかでも、これ聞きたかったけれども総務だよねと、総務終わってしまって、もう決とってしまっているよねということが結構あったのですね。なので、もう一回そこに戻して、全体で質疑する段階で、そこで予算の決をとるのが理想ですね、私たちの言っているのは。私もちょっとよくわかっていなかったのですけれども。そうすると、細かく委員さんたちも、ただそれが特別委員会10人となってしまうと、ちょっとその方の負担が物すごく大きいのかなというふうに思ったのですよね。

委員長 公明党さんの考え方でいくと、総括質疑はやって、それで委員会ではなくて、委員会が分科会という名前に変わって、そこにその予算を質疑していただいて、出てきたものはまだ決をとっていないから、その中でまた質疑、反対、賛成討論して、それでそこで決をとっていかうというふうな。

永澤委員 そうですね、最後にもう一回全体として。



委員長 全体としてね。

永澤委員 予算に対して賛成か反対かということを各会派でさせていただくというのが理想かなと。

それが何かというと、やっぱり福祉教育最後なので、歳入のところとかの何かあったとしても、総務常任委員会が決をとってしまえば何も言えないわけですよ。そういうのは若干問題ありだなとは思っていましたので。

委員長 ということ。

横田委員さん。

横田委員 ということは、この分科会の全体会となっていますね。これは全員出ている特別委員会みたい。要は特別委員会、全体会というのは、それぞれに分科会にすると、分けますよね。今全員どこかしらに所属していますよね。この全体会は、特別委員会そのものが、予算特別委員会そのものが議員全員が出る、特別委員会ということでやると。わかりました。

委員長 山本委員さん。

山本委員 補足すると、大体置かれているところでいくと、議長と議選監査委員は抜いています。議長と議選監査委員を抜いた残りが全部委員になる形で委員会をつくられているところが多いような印象を持ちます。議長は議案を付託する側ですから、本会議で採決加わらないのだから、委員会採決にも加わらないという部分で議長を外すというところは多いですね。それと、あと決算も扱うということになってくると、議選監査委員は提案者の側ですから、理事者側に座るわけだから、委員になるのはおかしいですよという部分があるので外すケースが多いということで、残った全員が入って、それで分科会を置くのだとすると、常任委員会の枠と同じくくりで、同じ人が入るような形で割っているところが多いような印象を持ちます。それで委嘱して審査をしてもらって、その審査結果を持って帰ってきてもらって、締めくくりの総括質疑やって、今で言うと自由討議が入って、討論、採決みたいな流れになるということになってくるので、大体永澤委員おっしゃられたようなラインというのは分科会方式でほぼ全部できるのではないですかという話だと思います。ただ、自由討議を、うちで言うと2人抜いた20人でやることになるので、自由討議やるのはなかなか大変かも、人数多いので大変だろうなというのはちょっとありますけれども、やってやれぬことではない人数だとは思いますが、これ所沢みたいに三十何人もいたらとても成り立たない話ですけれども、20人ですから、やってやれぬことはないだろうと思うので、何とかなるかなというところだと思います。

大体そのあたりが多分副委員長もおっしゃっている分で、しんしゃくしていくと、大体落としどころではないのというところだと思います。

委員長 話の中で出てきた中で、本会議場ではまだ自由討議をやるというふうな話はたしか出ていないはずだと思う。委員会では自由討議をやるというのは出ているのですが、今の段階では

とりあえずは出ていないということで。

山本委員。

山本委員 いや、要するに全体会というのは、構成人数は2人抜いた20人だけれども、場としては委員会ですから、予算特別委員会の全体会ですから、そこは委員会だから、自由討議はうちの決めでいくとできるという話になるわけですよ、本会議ではないのだから。あくまで委員会ですから、やれるという話になるので、だれか一人手を挙げたらやらなければいかぬだろうし、決め上としてはなりますので、恐らく20人いて、当初予算などが重いテーマになると、大体だれか一人手を挙げるだろうなというのは容易に想像がつかますから、やるのでしょうねという話になるのだと思うので、その部分の、本当はちょっと織り込んでいかないといけないけれども、締めくくり、総括質疑、討議、討論、採決みたいな話で流れていくような形で、締めくくりの日きちっと全体会開くようなイメージになるのだと思います。日程がきついのだったら、予算の総括質疑の部分はある程度はしよるような形にして、全体会のほうのは基本的質疑がやれるわけだから、そここの仕分けをきちっと考えるとかいう部分、代表質問みたいな形に現状なっていますから、その部分とどう折り合いつけるかという話になるのだと思うのですけれども、うちの予算の総括質疑は実情で代表質問になってしまっているもので、その部分の位置づけをどうするか整理しながら、日程ある程度詰めようと思えば、もうちょっと詰まるかなという部分は思いますから、いずれにせよ、分科会方式ぐらいのところで落としていただけるとありがたいですね。審査の方法は現状とそんなに変わらないはずなので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 というお話が出ましたが、ご意見あれば。

とりあえず今の話を整理すると、公明党さんと山本委員さんのほうだと、分科会方式、特別委員会にするというあれですね。それを全体で全員がやるというふうな、枠の中で。分科会方式でやって、最終的に討論もやって、それで決をとっていくと。あと、もう一つの方法は、今までどおりの中でやっていったらいいのではないかな。あと、総括質疑をもうちょっと充実させればいいのではないかなというふうな形だったと思うのですが、その辺のところでは2つ今意見が出ているのですが、また、どうしましょうか、考えていただくか、それとももうちょっと続けて議論するか。

山本委員さん。

山本委員 全体永澤委員さんのところと、副委員長おっしゃっているのも大体似たようなところだと思うのですよね。分科会方式みたいなところでやっていくというのは多分一つの落としどころになるだろうなという印象を持っています。それも大体議論出尽くしていると思うのだけれども、むしろ分割付託とおっしゃっている共産党さんのご意見がどうなのかというのをちょっとお聞かせいただけると、持って帰るときにやっぱり判断しなければいけないので、共

産党さんのご意見ぜひちょっとご教示いただけたらと思います。

委員長　　という話がありました。安道委員さん。

安道委員　今のお話の中で、最大限、より十分な審議尽くそうというふうなことでの改善方向としては、今の分科会方式というのは検討の余地があるのかなと。確かに最初と最後に全体会持つて行って、中としては常任委員会ですよね。だから、そういうふうなことであれば、委員会としても十分な審議ができて、あと全体会、19人も入るかどうかという。委員会というふうな形だから、それも含めてですけれども、やっていくというふうなことが日程上も可能であるならば、やっぱり検討の余地はあるのか。今お話を聞いていて、検討の余地はあるのかなというふうに思っていますので、これは会派に持ち帰って検討したいと思います。

委員長　　横田委員さん。

横田委員　以前ちょっと山本委員にもらっているあれで、全体会最後に、当初全体会というのがあるではないですか。そこで、今の話だと、特別委員会の決まで、採決までしてということですよ。この「\*1」というのは本会議場ということで、この全体会というのは、ちなみに結構な人数あれだから、これ場所の問題だから、いろいろどうでもいいと言えいいかもしれないけれども、全員協議会室とか、そういうところを使ってというのをイメージしている。もう本会議場。

委員長　　山本委員さん。

山本委員　予算の全体が、前もってお示しをしたA案、B案、C案の中で、分科会方式C案の日程になるのですけれども、C案でやった場合、全体会は、さっき申し上げたように、うちで言うと20人を想定することになるので、場所としては本会議場しかないと思います。多くの場合、この方式でやっている議会さんの場合だと、大体もう本会議場でやっているケースが多いというふうな印象を持っています。それだけ広い委員会室とかは余りお持ちではないところが多いですから、本会議場で委員会をやるという形に落ちついているところが多いという印象を持ちます。それだけに、分科会方式にしたときのデメリットとしては、本会議が形骸化するという話になるわけです。本会議でやる総括質疑なり代表質問という部分と、委員会での入り口の全体会での基本的質疑とかいう部分との内容と何が違うのだろうという話になるし、締めくくりのほうは比較的わかりやすいのですけれども、おしりのほうは。委員長報告の部分、全員が入っている委員会の委員長報告を聞いて質疑が成立するかという部分もあるのですよ、おしりのほうで言うと、本会議の部分では。委員会採決といっても、20人入って採決しているわけだから、議長はもともと採決に入らないということを考えていくと、採決の内容何が変わるのだという部分があって、本会議が形骸化してしまうという部分はどことも悩みとして持たれているという話は聞いたことがあります。そういった感じだと思います。

場所としては、本会議場、理事者も入るわけだから、全員協議会室に議員全員入って、理

事者はどさっと入れられるかと言われたら、うちでも入らないと思うので、本会議場でやらざるを得ないと思います。

委員長　あとは、具体的なあれでいくと、もしその分科会方式でやると、総括質疑なんかは委員長が議長席に上がってやる格好になるのかな。

山本委員さん。

山本委員　要するに議長を入れない形で委員会をつくった場合、議長席に委員長が座られるかどうかというのは、それぞれの議会でしょうね。ただ、本会議場を使う場合には、ほかに委員長席つくれる場所がありませんから、座られるのでしょねということだと思いますね。あくまで委員会として開かれるので、委員長さんが一番ということになりますから、そういう形になるのだというふうに思います。

委員長　あと、分科会方式で、今議長と監査委員が抜けるというふうな格好だけれども、入っているところもあるのかな。

山本委員さん。

山本委員　これもそれぞれの議会の判断なので、入れておられるところもあるというふうに聞きます。ただ、予算はともかくとして、決算の場合、議選監査委員が審査に入っているのかどうかというのは、多分これかなり判断分かれるところだろうなという部分はあるかなというふうに思います。提案者側ですので、提案者側が質疑に入るというのはどうなのだろうというのは、やっぱりロジックとしてはちょっと考えないといけないところだろうなというのは、入れていられるところもありますけれども、外しているところもあるので、うちとしてどうするかというのは進めていく中で考えないといけないことだと思います。議長さんに関しては入っているところのほうがまだ多いのかもしれませんが、議長さんは入ってなくても、職権で入ってこれますから、採決に入るのはどうなのだろうねというのはやっぱり。本会議で採決加わらない人が委員会で採決入って、1票動くというのはどうなのでしょうねというのはやっぱり出てくると思うので、これもちょっと考えないといけないところだろうというふうには思います。

委員長　どうぞ、宮岡副委員長さん。どうぞ。

宮岡幸江委員　やり方の一つでわからない。総括と、もう一つ全体会というの、最初の。最初と最後に全体会やる、今のお話そうですね。そうすると、総括とはまた別に予算の全体会というものをやるわけですね。全体の総括とはまた別にやるというのが今のお話ですね。

委員長　山本委員さん。

山本委員　要するにこれもやり方次第なのですけれども、ただ永澤委員おっしゃったように、委員会の場で全体でさわる場が欲しいよねということであれば、委員会のほうで、あくまで、そもそもから言うと、本会議で総括質疑をやって委員会に付託しますよね。付託した後、その付

託した議案をその委員会として取り上げないといけないから、その部分の手続だけでも絶対に全体会一回開かないといけないという手続になりますよね。そこで質疑をするかしないかというのは、つくり込みだけれども、今の議論の流れでいくとやるほうでしょうねということになってくるので、おっしゃるとおりで、総括質疑で聞くべきことと委員会の基本的質疑の部分で聞く範囲というのをすみ分けないと、同じことを2回やることになりますねというご懸念はそのとおりなのです。

それでいくと、例えば本会議での総括質疑の部分を、代表質問みたいな形で違う形に置きかえる。だから、もっとあらった話、全体的な施策の方針だとかについて聞く場に変えて、その予算の議案に対する全体的な話は、では全体会の基本的質疑でやりましょうねとかいったすみ分けをしていかないと、おっしゃるとおり同じことを何回もやる話になって、時間がかかるという話になってしまうので、その部分はちょっと皆さんで考えていかないといかぬだろうなというふうには思います。本会議での質疑を省略してしまって、振ってしまっているところもあるので、ほぼ全員の同じ構成で全体会やるので、そっちで質疑やってくださいねという形で、本会議で質疑省略してしまっているという自治体もあるというふうに聞きますので、ただそれが今のうちの議会でのやりようとしてふさわしいかどうか、それもちょっと皆さん価値判断あると思うので、総括質疑での、大体代表者の方が出られて、1年に1回はなでやっているところがあるわけですから、その場がなくなってしまうというのはどうなのでしょうねというのはあるので、代表質問に置きかえるかどうかも含めてちょっと考えたほうがいだろうというふうには思います。今のまま突っ込むと、副委員長おっしゃったとおり、屋上屋という話になりかねないというのはあるかと思います。

委員長 宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 今、入間の場合、総括質疑はかなり細かくなっていますよね。多分、初めこれを決めて分けるから、総体的なことを総括で聞いてと言っているけど、多分何年かたてば今と同じ状態に戻ってしまうのではないかという気がするのね、総括質疑自体が。だから、今の総括でさえもかなり細かく聞いて、委員会で聞くことがなくなるぐらい何か細かく聞いていることの総括をやっている現状で、これを予算のまた委員会。何かちょっとそこら辺が、うちのこの今の入間議会のほうとしてどうやってみんなができるのかなというのがちょっと疑問があるのですけれども。

委員長 山本委員さん。

山本委員 僕言うのがそのとおり。私も、自分もやっているから余人のことは言えませんけれども、確かに。ただ、うちの議会のいいところというのは、大体同じ質問かぶせる人いないですよ。大体皆さん、それぞれよそさんの会派、順番に大きいところからやっていく中で、うまくアレンジして、かぶさらぬように質疑なり質問なりというのは皆さん工夫してやっておら

れるので、その部分は多分よそにはない、すごくいいところなのだろうというふうに思うのです。よそさんと平気で同じ質問かぶせてきますからね、やっぱり。そういう部分では違う風土でやっているのだからいいのだけれども、ただおっしゃられるとおり、総括質疑の場と、次にやる基本的質疑の場が同じになってしまったのでは、分科会でやることなくなってしまうというのは確かにそのとおりなので、総括質疑の位置づけをどうしますかという考え方というのはちょっと整理をし直さないといけないだろうな。私の意見として申し上げるならば、代表質問という形で置きかえたほうがいだろうというふうには思っています。会派の代表質問という形で、もっと広いところで広げる形でやって、今の議案質疑に係る部分は委員会で行ってくださいという話だろうというふうに思います。

委員長 永澤委員さん。

永澤委員 今も代表質問だと思うのですね、総括質疑そのものが。だから、名前変えても、恐らく個人の資質の問題で、これはもっと細かいことを聞きたい、けれども、ここで我慢していると言われてしまえば、それは細かいと思うか、細くないかと思うかというのは非常に分かれるところですよ。今お話聞いていて、要は総括質疑で予算まで触れるのか、予算特別委員会に振ってしまうのか、それとも総括質疑で予算のこと触れた場合には、私当初全体会というのは、開会しますだけで解散にしましてもいいのかなと思うのです。要するに開会宣言だけをして、そしてすぐ総務だけの分科会がその後行われるような形で。そうすると1日減りますから、ここ2つある意味はないのかなとは思っているのです。もし予特となった場合には。だから、それで私もさっき一番最初に、最後にどちらかというの欲しいのです。分科会やった中で出てきたものをもう一回聞きたいということが結構あったので、だけれども、もう聞けないということでしたので、最後にもう一回全体会という形があるのが一番理想かなとは思っていますので、最初は確かに総括で十分聞いていますし、今までも。なので、ただ議会の形成上、全体会が最初必要であるというのであれば、開会宣言だけでいいのかなというふうに思うのですけれども。ただ、どちらかにこれは限定すべきだと思います、総括なのか、全体会で聞くのかということは。

委員長 今永澤委員さんが言われた内容だと、今までどおりの総括質疑は総括質疑でやって、それで最後に各委員会で決をとっているけれども、それをとらないで分科会ということでやって、最後に総括の質疑したり何かしながら、討論しながら、あとそこで全体の決をとっていくということで進めたらどうかという方法と、もう一つは、最初にもしそういうふうな質問とか、そういう、委員会にして質問とか、そういうのがあったら、それはそれで総括質疑はしないで、特別委員会になってすぐその中で質疑をしていくというふうな2つの方法があるのではないですかというふうな話ですよ。

いろいろ意見が出て、それぞれにあると思うので、各会派に持ち帰っていただいて検討し

ていただきたいと思います。

あと、10分ほど休憩して、それで次に進んでいきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ここで休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時54分 再開

委員長 会議を再開いたします。

それでは、継続協議の検討項目については終了しましたので、検討課題の一覧から新規の課題についてをご協議お願いしたいと思います。

まず、短期・中期のナンバー7、行政情報の取得強化、②、文書による質問・回答ルールの明文化から協議をお願いしたいと思います。

それでは、最初に保守系クラブさん、お願いしたいと思います。

横田委員 文書による質問・回答ルールの明文化で、まず資料請求と執行部の見解を問う、この2つちょっと分けて、資料請求なのですけれども、これは、だから今までどおりやるというか、そのルールをつくる、明文化するというので、必ずやはり議会事務局を通すということで、今も通していると思うのですけれども、そういうところまできちんと明文化して、そういうルールをつくったほうがいいのではないかとということで、あと執行部の意見を問うということなのですけれども、ここはやっぱり、執行部の意見を問うということも議員としては必要かもしれないけれども、やはり一般質問の機会がないような大きな議会というのですか、人数の多いところ、そういうところではやはり文書によって回答を得るといようなことも必要かもしれないけれども、入間市に関してはその分は一般質問で対応ができるのではないということで大体話がまとまっています。逆に、余り一般質問だけではなくて、それ以外に文書質問ということで、それはやっぱり市民に全部公開するような形ももちろんとらなければいけないと思うのです。どういう質問をしてというのを全議員が知って、どういう回答が来たというのは全議員が知らなければいけないのですけれども、市民の方たちにもお知らせしなければいけないと思うのですけれども、そこまでやってしまうと、やっぱりちょっと議員として、パワハラではないけれども、ちょっと議員の権利を主張し過ぎているのかな。一般質問で十分なのではないでしょうかという話でした。

委員長 次に、公明党さん、お願いします。

永澤委員 私たちのほうから出た話ですので。やはり調査権拡大ということではなくて、今お話があったように、資料請求と分けて考えていただきたいと思いますけれども、今資料請求のほうはオーケーだということで、今、私もあの後、さまざまな議会改革が進められているところのを

見ているのですけれども、文書質問を外しているところはないですね。基本的にここの文書質問権をやっぱり大きくすることのほうが議会改革の中で大きな論点になっているところだと私は感じております。

今一般質問で十分というお話がありましたけれども、私個人の話から言わせていただければ、この前の成年後見制度、市長とやりとりをしたわけなのですが、実際余り市長はやらないという方向だったので、後ほどやっぱり部長のほうから、これは執行部としては進めていきたいというような話とかが、やはりあそこだけでは得られなかった話というのが質問をした以降出てくるのですね。それで、そのときにそれを立ち話で終わってしまうのか、きちっとした文書という形でやはり市民に届けられることができるのかというのは、議員としての活動の中では大きなことになってくるのではないかなというふうに思っております。四日市さんが通年議会にされて、文書質問を取り入れられて、今PDFで全部、どなたが質問して、どういう回答が出た、全部市民に公開できるようになっています。それを見ると、非常に議員の質も高いですし、今ちょっとこれ1つ、今慌てて質問書と答弁書を印刷してきたのですけれども、やはりこれは今後非常に必要だろうなというふうには思っておりますので、ぜひとも議会改革の一つの柱として検討していただきたいなというふうには思っております。ちょっと回しますので。

委員長 次に、共産党さんお願いします。

安道委員 うちのほうでも会派で話し合いました。資料請求については、今私たちが求めれば、きちんと通して資料は出していただけるというふうな形になっていますので、こちらのほうは大丈夫なのかなというふうに思います。

文書質問のほうですが、前回いろいろ話がされて、これについてどういうふうにしていくのかというふうなところが一番問題に今なっていると思うのですけれども、うちの会派のほうでもこれについては、やはりこれからここのところを充実させていくというのはむしろ重要ではないかというふうなことで、前回の話の中でも、今通年議会ではないので、開会されていない間の取り扱いというのはなかなか難しいというふうな、困難なのだというふうなお話があったかと思うのです。だから、その点は、通年議会にしたならば、その困難なところは、取り除けるのはいつでも出せると。それで、回答も求めることができるというふうな形にしていけば、今ある問題点は改善されるのかなというふうな点でいくと、そういうふうな方向性を目指していくというのも一つの方向としてあるし、文書質問で求めて、いつでも答えてもらえるというふうなことは、市民に対しても私たちはいろいろな問題点とかも答えていけるというふうなことになるので、これから取り組んでいく課題だというふうに思います。実施していければ、やれるところからやっぱりいこうというふうな方向で話が出ました。

委員長 ありがとうございます。



次に、みらい市民クラブさん、お願いします。

山本委員 私どもとしても大体公明党さん、共産党さんと同じ認識に立っていますので、基本的に資料の請求については現状相当ご配慮いただいている部分がありますから、これはできるだけ、先々のことを考えれば、何がしかの明文化みたいなことは考えたほうがいいたろうなという、要するに後戻りしないようにきちっと確立をするほうがいいでしょうねという部分はあるけれども、現状でいいのかなという部分であります。

質問ですよ。そっちのほうについては、やっぱりこれおっしゃられたように重要なツールの一つですので、これはやっぱりきちっと織り込んでいくべきですね。それをきちっとクリアしていける方法を急いで考える必要があるだろうなという認識を持っています。

一つの答えは通年議会だと思うのですが、通年議会だからといって年がら年中やっているわけではないので、大体会議期間とか集中審議期間とかで、大体今の会期に準じたものをさらに置く形にして、運用としてはそんなに大きく変えていない形でやっておられるところもありますから、その辺はいろいろ事例を見ながら決めていけばいいのではないのでしょうか。要するに質問ができるとか、そういう部分での土台としての会期というのは年がら年中あるという形にしておいたほうがいいのかもかもしれません。それで、会議をどう置くかというの、個々の会議をどういう日程で置くかというのは、またそれはそれで考えればいいことだと思うので、大体会議日程と会期というのを分けて考える形で通年議会を考えればいいのだと思うので、そういう部分も含めて、積極的にやれる方向を、文句出ない形でやれる方向をきちっと考えていけばいいのだらうというふうに思っています。方向性としては、進めていったほうがいいと思います。

委員長 一応各会派のご意見が出ましたが、ご意見がありましたら出していただきたいと思います。永澤委員さん。

永澤委員 今、通年議会、やはり議会開会中でないと、なかなかこの質問権というのが発生しないということで、だから一般質問でいいのではないかというお話もあるかとは思いますが、比較的開会中って長いんですね。そして、自分が質問しようと考えているところは告示前3週間ぐらい前から考えていて、告示で一般質問の内容を出して、そこから2週間後ぐらいに実際の一般質問があるんですね。そうすると、やはり開会から閉会まで今を考えても、30日間ぐらいの間に例えば問題が発生したり、市民からの何かがあったりしたときに、次の一般質問まで待たなければいけないというその話になってしまうんですね。ただ、今そんなに、入間が平和だから意外とないかもしれないのですが、やはり今回の大津中みたいな話があったときに、次の議会まで待つということが果たして議員として仕事をしていることになるのだろうかという話になったときに、今でも、通年議会にしなくても、文書質問権がきちっとあって執行部からの回答をいただけるというふうなものは、一般質問と並行して

必要な議員としての活動の権利だろうなというふうには思っているのです。ですから、一般質問で十分というお話は、だから要らないという話は当たらないのかなとは思っております。

委員長　ほかにご意見があれば。

今の段階ですと、通年議会というふうな話も出てきましたけれども、今はそういう状態ではないので、今の段階でいけば、議会開会中の中の、期間中にそういうふうな……

〔(そういうお話ですよ) という人あり〕

委員長　期間中に今の文書による質問とかそういうのは行うという考え方でいいのでしょうか。

永澤委員さん。

永澤委員　済みません。栗山町なんかでは閉会中の文書質問権というのも何か提示しているのですね。

ただ、最初のハードルというか、最初の段階としては、やはり、この前も、議会開会中でないとの調査権というか、いろいろなものが議員としての活動としては発生しないというお話であったので、最初の段階としてはやはり議会開会中の文書質問というところから始めていただいてもいいのかなとは思っております。ただ、早いところとかは閉会中でもオーケーみたいな、それがどういふのでオーケーになっているかはちょっと背景的にはわからないのですけれども、閉会中の文書質問という部分が栗山町の議会改革なんかでは載っていました。

委員長　ご意見とか質問とかあればお願いします。

山本委員さん。

山本委員　いずれにしても、多分条例化が必要な話になるのだと思うのです。これ重要な議員の、要するに今の自治法上、議会には権限があるけれども、議員には権限与えられていないので、機関としての議会、議決をとるような形で、議会に対しては権限がたくさん与えられていますが、個々の議員について保障されている権限というのは存在しない。会期が閉じている間というのも一応議会は存在しないのと同じですから、存在する、活動するためには一々全部閉会中の継続調査なり何なり議決をとって、その議決をとった案件だけやれるという形の決めになっていますから、その部分でいくと閉会中に新たな権限をとということになる、権能、権限というたぐいということであれば、条例化しないと多分クリアしないだろうというのが1つあるのと、あと、だから閉会中存在しないぐらい存在感が薄くなってしまふという法律の決めになっているという部分の中で会期制をどうしますかという部分は、ちょっとこれすぐに答えが出ないことで、当面はそういう形でやるにしても、長期的には、そう遠くないうちに会期制のあり方をちょっとまた考えないといけないのだろうなということではあると思います。

2段階でやるよりは、個人的にはもう通年にしてしまったほうがいいのかという、そしてたらずっと開会中なのだから、そういう部分の決めるは簡単で済むよねという部分はあるとは思いますが、皆さんの合意が要る話ですし、通年にするにも条例改正が必要なので、その

辺は皆さんのご検討いただいてという話だろうなとは思いますが、

委員長 宮岡副委員長さん。

宮岡幸江委員 これって、議員が重要だと思うもの、一般質問の取り扱いもそうなのだけれども、どうしてもやらなければならないものをやるわけではないですか。でも、それは今みんなの前で発表するし、広報にも載せるし、いろいろな面で緊張感というか、持ってやっていると思うのだけれども、文書質問の場合、自分で、これは緊急だから、次の一般質問で待ってられないから出す、文書質問で出したいと思うのでしようけれども、それが余りというか、出す以上は執行部側もかなり、決裁とってから回答しなければいけなくなりますよね。だから、頻繁にそんなものが各議員から出されたときの、今でも人数少ない中でやっているわけだから、そここのところら辺の、こうなった、やっぱり取り決めは必要になるか。さっき、だから条例みたいなものが必要だよねということになるのかもしれないのだけれども、そこら辺の意識をみんながどの程度持っていて、これをやりたいと思っているのか。ちょっと今のところ私にはまだ理解できないのですけれども、さっき、今うちのほうの会派でも出たのは、年4回一般質問やるということは、毎回やっていく、問題を見つけていくというか、それを続けていくというのは、かなりいろいろな政策というのを一人一人が考えていかないと取り組めないかなと私は思うのだけれども、でもその間にも文書の質問をしていくということはどういうことで必要なのかな。今の現在の中で必要なのかなというのがちょっと。それは確かにこれからは必要になっていくかもしれないと思っていますけれども、今の入間市議会として、私たちはそれがあれば運用できるから、いつでも質問できるから、よくなるのか何かよくわからないのだけれども、そこら辺の今の議員の考え方がちょっとわからないのだけれども、ほかでやっているから必要よというのなのか、これから必要なのか。でも、今うちの場合どうなのだろうというのが、ちょっとそこが疑問なのですけれども。

委員長 永澤委員さん。

永澤委員 立ち話程度には教えていただけるのですね、今こういうふうに進んでいますとか。例えば、一般質問したからといって、必ずしもいい回答が得られるわけではなく、その間も1年2年ずっと、どこまでいきましたかとかいう形で継続していくわけですよ、やはりそれが実現するまでは。その間に、では何度も何度も、毎回毎回そのことを、年4回同じ一般質問すればいいのかもしれないのですけれども、現在どういうふうに進んでいるのかとかいうことを立ち話程度には聞くのですけれども、それが実際文書で質問して、きちっと文書で回答が返ってくれば、反対に明確化するし、こちらも非常にあやふやなことにはならないわけですし、仕事をしていく上で、やっぱり市民からどこまで進んでいるのかという話とか、どういう対応をしているのかというようなところも言った、言わないという話にもなってしまうところもあると思うのですね。やはりきちっと文書で質問して、文書で返してもらおうということで、

では次どこまで進むのかということもきちっと論議ができますし、やっぱりそれは議員としては当然の権利であるし、やはり提案したからには、野放しにしておくわけにはいかないしというところがありますので、一般質問したからしっ放しというのではなくて、変わらないのはどういうことなのかとか、そういうことも含めて追っていくことに関しても一つの文書質問というのは大事なというふうには思います。

今ちょっと皆さんにずっと回らせていただいているのですけれども、やはり執行部のほうにも緊張感確かにあると思います。でも、それが悪いことなのか、忙しくさせるだけなのかという話ではなくて、やはり質問をする段階でも同じだと思うのですよね、その資料請求と。やはり事務局との調整なしに勝手にぽんと出すものではなくて、きちっと事務局を通して出すということですから、その辺で無謀に出せるようなシステムをきちっとなくせば、その辺のルールというのはきちっとできるのかなというふうには思います。

委員長 宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 今お話を聞いていて思ったのは、一般質問でやって、その回答があやふやというか、あれだから、何回かこちら文書質問して回答もらおうと思ったら、何か圧力というか、結局、はっきりとできないのですよ、これはと言ってしまえよというようなことでも、なかなかそれを「はっきりできません」と言わないで、執行部側が綿にくるんだような回答をした場合に、でもそれが毎回毎回、よく市民側にもあるのだけれども、これどうなっているのだ、どうなっているのだ、どうなっているのだとなると、やっぱりそれが圧力になって回答が、本当は、本来なら、これはちょっと待ってよという部分もやらざるを得なくなるようなことも、今のお話を聞いていると、何かそんなふうな方向にも。今すぐどうのでもなくとも、これからこういうものがあつた場合に、そういうふうな。私は今のは、これ見せていただいているからちょっと取り違いかなみたいなのは思うのですけれども、同じものを何度も執行部側に、「あのときの回答はこうだったけれども、もうちょっとこれはできないの」、また次のときに、またその先に誘導して自分の方向に持っていくのも議員の一種の手腕かもしれないのだけれども、何かそういう怖さというか、本来ならばいろいろな計画や何かからやっていく中で、こうやっていきたいと、予算もそうやってつけているというものが、何か方向がもしかしたら違っていくこともあり得るのではない。そういう怖さというか、議員の権利だけでそれを押していった場合に、入間市全体をちゃんとあなた見ているのと、議員同士だって言いたいときだってあるわけではないですか。そこが執行部対で文書で何度もやられた場合に、何かちょっと怖さというか、そんなものも使い方によってはできてしまうのという文書。私はもっと文書質問というのは違う方向でとらえていたのだけれども、今永澤委員のお話を聞いていると、何かそんな怖さも考えてこれってつくらなければいけないのというのがちょっと思ったところなのですけれども。

委員長 永澤委員。

永澤委員 誘導とか圧力とかというのであればですけども、要するに市民の代表としているという立場でいろいろな意見があって、やはり一方的からの意見で市が動くということはまずないわけですね。ただ、どうしてできないのかとか、できないなりの理由、それからやはり振興計画にのって、そこから外れる理由とか、そういうことも含めて、やはりきちっと私たちが質問する権利というか、それをしないのであれば何のためにいるのかなというところも私はあります。それはお一人一人の考え方の違いかもしれないですけども、今回の議会改革というのが議員改革というふうにとらえているのであれば、せめて議会開会中に自分が質問をしたいことを文書として明確に出していただくという権利はやはり残しておくべきというか、つくるべきであろうというふうには、それを使う方に関しては、やはり今言ったように、それがわがままになっているのか、行き過ぎなのかというのはきちっと事務局を通して、勝手に持っていくわけではないので、やはり今の資料請求も、これでは出ないですよとか、これはちょっと無理ですよという話は実際あるのですね。それで調整して出しているものなので、そこは勝手に自分が書いて出すという話ではないと思うのですね。なので、その線引きというのはきちっとされるために事務局がいてくださるわけだと私は思っているのですけれども、だからあくまでも暴走するということはないと思います。

委員長 宮岡委員。

宮岡幸江委員 これ質問ですね。一般質問と同じで、さっきのこの文書質問というのは、という位置づけなのかしら。ですね。そうすると、さっき言った文書の資料請求の中ではそうやるかしないけれども、さっき言った権利ではないけれども、議員としてこれ聞きたいのだからと言ったものに対して事務局が、ここは違いますよとか無理ですよと、事務局はそのような口を挟めないでしょう。そこはどうなのですか。

委員長 次長。

議会事務局参事兼次長 私自身もちよっと整理できていない部分があるのですが、今現在の一般質問と、一般質問だったら当然議会の中で、議運の中で確認をしながら一般質問されていると。事前通告の中で行っている。それと同等のものを文書の中でやりとりをする。議会が開催されていない、一般質問を補完するものとして文書質問という形での位置づけになってくるのだというふうなことからなると、一般質問と同じぐらいのレベルの慎重さというのでしょうか、それはルールとしてはつくっていかないと、議員の調査権ということの拡大として膨らむ分はあるかもしれませんが、執行部側としてはかなりの負担が出てくることは事実だとは思いますが。ですから、その辺のルールというのは、皆さんまだ、私も確立していませんし、皆さんもまだ確立されていないと思いますが、通常の資料請求とは全く違う位置づけのものになってくるとなると、これはかなり前例のところを調査して、入間市がどうい

のがいいのかというものをやっぱりまず調査していかないと、どういうルールをつくったらいいのかというのは慎重な議論が必要なのかなと思いますけれども。

委員長 永澤委員。

永澤委員 ちょっと文書質問をやっているところはたくさんあるので、まずはちょっと資料というか、そういうものをきちっと、例とか、どういう形で議会改革の中に取り入れているのか、その辺を、次回もしあれでしたら、皆さんに提示していただくか、その前に会派でお話するときの資料として、私も持ってくればよかったですけれども、そういうものをきちっと、共通のそれを持った上で、要るのか、要らないのかというのをご判断いただければいいのかなと思いますので、それをしていただいてよろしいですか。

委員長 という意見が出ましたが、そういう方向でよろしいでしょうか。皆さんが、一応公明党さんのほうからいろいろ資料を出していただいて、それを見て検討していただくという段階で。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 それでは、資料のほうを公明党さんのほうでよろしくお願ひしたいと思います。

一応、それではその資料を見てからということで、この件についてはきょうはこの辺のところでおさめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 それでは、その次に進みたいと思いますが、その次は短期・中期、ナンバー2の常任委員会活性化、議案外質疑の実施ということについてを議題といたします。

保守系クラブさん、よろしくお願ひしたいと思います。

横田委員 議案外質疑なのですけれども、今協議会ということで、協議会を今始めましたよね。なので、そこでいろいろ質問ができるのであるので、とりあえずは協議会でやればいいのかないかなというふうに思いますが。

委員長 次に、公明党さん、お願ひしたいと思います。

永澤委員 私たちのほうも協議会で……とりあえず今は協議会という形で行っておりますので、しばらくの間、協議会でいく方向でいいのかなとは思いますが。ただ、開会中の委員会ぐらいでは、例えば議案外質疑ができるような方向で持っていければ理想かなという話は出ましたけれども。

委員長 次に、共産党さん、お願ひします。

安道委員 今の自由討議ですか、取り入れてというふうなことでこの間の議会から始まりましてけれども、そういったことも含めて決まりました。まずは協議会から導入するとしたならば、協議会からまず進めていくというふうな形でやっていったらどうかというふうなことで……でしたいと思います。

委員長 まずは協議会からということで。

次に、みらい市民クラブさん、お願いします。

山本委員 所管事務調査ですね。閉会中の所管事務調査とは物が違いますので、基本的には開会しているときの委員会は議案審査しかやりませんよね、今。それに、その部分の後ろに議案外所管事務についての質疑の場をきちんとつくったらどうかという部分が第1ステップになるので、その部分では、委員会の活性化という部分でいったときに、議案以外の所管事務についても委員会の場で質疑が出る場をきちんとつくろうということについて私は必要だと思うので、ぜひその部分をお願いできたらなというふうに思っています。ただ、その議案、開会中の委員会を閉じた後の協議会でそういう質疑の時間をつくるという趣旨での協議会というお話であるならば、それはお試しで始めるには一つの落としどころだろうというふうには思いますけれども、今毎月やっている所管事務調査でかわるものではないと思いますので、その部分きちんと理事者とやりとりができる形での質疑の場、議案ではない部分での質疑の場というのがそれぞれの委員会できちんと持ったほうがいいと思いますから、そういう方向で進めていくべきではないのかなというふうに思っております。

委員長 一応各会派からのご意見が出ましたが、ほかにご意見があればお願いしたいと思います。

今話の中では、今協議会をやっているので、その協議会の中でさらに協議会活性化をしていく中で、そういうふうな問題についても話し合ったらどうかというふうなご意見だったと思うのですが。それとはまた別に、山本委員さんの場合には、定例会中の委員会の中でそれを協議というか、検討していただく場をつくってほしいと。場合によっては、終わってから協議会でもいいからというふうな話だったですよ。

その辺のところ、この件についてどういうふうにしていったらいいか、ご意見があればお願いしたいと思います。

永澤委員さん。

永澤委員 質問なのですが、例えば議会開会中の委員会で議案外質疑を実施する場合に、例えばこれを質疑したいというような提案というのは、開会あたりで、告示までにとか、そういう決め事をして臨むという形なのですか。

委員長 山本委員さん。

山本委員 イメージ的にはおっしゃるとおりで、事前に通告をしないと答弁者は確定しませんので、全員が首そろえてそろえるって、多分福祉教育常任委員会とかだったら部屋へ入り切れないレベルの話だと思うので、事前にだれに何を聞きたいのかというのは出していただく話だろうというふうに思いますし、実際これ大規模議会が多いのですけれども、事例としては。ただ、委員会での政策形成だとか、あるいは次の閉会中の所管事務調査のテーマにつながっていくような流れになる場合もあるしという部分でいくと、きちっと、開会したときにそういう質疑ができるという部分は大きいというふうに思っているし、所管事務調査に持っていく

ということになると、議決が必要になったりするケースも出てきます。協議会だとできることは限られますから、あくまで任意の会議ですから、本格的にやるということになると議決が必要になってくるから、それでいくと、協議会に落としてやるというよりは、きちっと委員会の開いて動いている中で質疑をやって、では委員会としてこれはもうちょっと調査をしましょうとか、この部分については、では意見書を上げるべみたいな話だとか、流れにつながっていくような形にしようと思えば、委員会が開いている間にそういう場を持つことが必要ですねということなのですよ。

委員会を活性化していく政策形成のサイクルをつくろうという部分の中でいくと、最初のスタートの部分になる話なので、皆さんのご賛同がいただけるのであれば、ぜひこれは入れていただきたいというふうに思っています。

委員長　ご意見があればお願いしたいと思いますが。

永澤委員さん。

永澤委員　そうですね、私も今回大津中の話を聞いていて、やはり議会が何をやっていたのかという話とかがあって、やはり委員会の一員としても、例えばああいうことがうちで起きたときに、委員会、要するに議案の中には何ものってこないわけですよ。その中できちっとした議案外質疑というものができれば、問いただすことができたのだろうなという、できるのだろうなというの思うのです。なので、どういうイメージかちょっとあれなのですけども、確かに議案以外のことは委員会の中ではやってはならぬという今のだと、タイムリーなものに関して非常に使い勝手が悪いというのと、やはりああいう予算とか財政にかかわらない部分の問題というのは、今の委員会では全く何も提案することができないという部分ですよ。なので、これは必要かなというふうには思います。

委員長　宮岡委員さん。

宮岡幸江委員　今永澤委員が言った、まさにタイムリーなものとか、それからそのほかにも、今協議会でやっているけれども、なかなか議題というか、なくて、見つけるのも。だけれども、問題は、いろいろやっていくと、ある場合もあるわけではないですか。だから、それが委員会の後に出された議案以外のことでやれる機会があれば、当然私たちのほうもその後の、そこですぐ結論を出さないにしても、後の継続審査という形でも、いろいろな調査というか、議員としての立場のいろいろな話し合いはできるのかなと思います。今のままだと、そういうものって、本当にいろいろな出てくる議案大体が、条例とか、それからあと財政にかかわるもので、それ以外のことというのはなかなかみんなで検討する機会もないので、そのところ執行部の意見も聞きながらできるのは、やっぱりそういう以外の質疑ができる場というのは必要なのかなと個人的には思っています。会派の意見ではなくて。

委員長　山本委員さん。



山本委員 これ幾つかメリットとして考えられる、難しいことはありません、メリットとして考えられるとすると、委員会で聞ける細かいレベルの話は委員会の議案外質疑でやれるようになる、一般質問に回すという部分というのは相当整理されてきて、ブラッシュアップできますよねという部分が1つ、メリットとして考えられるとしたら、ある。それとあと、やっぱり副委員長おっしゃられたけれども、政策形成作業、例えば政策提案条例つくろうやみたいな話も今あちこちの議会で出ていますけれども、その初めの一步のとっかかりをどこに求めるかと考えると、この議案外質疑というのは大きな武器の一つになるだろうなという、あるわけです。それで、委員会会議録に残るところできちっと質疑をして、問題点を明らかにした上で、では委員会としてこれを閉会中に条例を1本つくるぐらいの気持ちでみんなで調査しようという話になれば、そういう議決をとって、そういう方向で、方向性を持って皆さん進んでいけるわけだから、そういう部分のとっかかりとして、今の協議会の形で毎月定例でやっているのは大きな一步なのだけれども、毎月のテーマは出たり出なかったりしていると思うのですよね。あくまで個人の視点で、テーマだけ投げるという状況でやっていることだから、ほかの委員さんと思いがなかなか共有できないところで、なかなかそごが出ている委員会もあるかもしれないなという部分でいくと、ちゃんと質疑をやって、ああ、なるほどねという部分で進んでいくステップができる、道が1つ、もう一個できるというのが大きなメリットではないでしょうかねという部分もあるかなというふうには思います。そういった部分で、ぜひご賛同いただけたらいいなというふうには思います。

委員長 ほかにご意見があればお願いします。

横田委員さん。

横田委員 今いろいろお聞きしていて、これも、だから会派とは関係ないのですけれども、定例会中には今できない状況になってしまっているということですね。それはやっぱりちょっと問題あるのかなと思うので、定例会中でも協議会だったら開けるような形はだめ、大丈夫なのですね。

委員長 今は協議会終わってからやっていたつけ。

玉井主幹。

議会事務局主幹 今のスケジュール上では、委員会終わってから協議会というような、開会中はですね。閉会中はすべて協議会という形です。

以上です。

横田委員 済みません、勘違いしました。そしたら、ではそこでやっぱりタイムリーなテーマとかもどンドン、どンドン聞いていければ、それで当面はいいのかなというふうには思います。

委員長 小島委員。

小島委員 今皆さんのほうで、各常任委員会で、各担当の執行部のほうから報告事項だとか、こうい

う例えば事件があったとか報告がありますよね。そうすると、1年ぐらいすると、そのことに関してこちらから、ではそれは今どうなっているのですかという検証みたいなこともできるのでしょうか。

委員長 山本委員さん。

山本委員 要するにこの議案外質疑の仕組みが入っていれば、過去にあった出来事についてその後どうなりましたという質疑を通告すればできるという話になるわけですよね。現状うちでそれを本当に本式でやろうと思ったら一般質問で聞くしかないわけだから、16回しかないこまの中で、おおむね16回で16時間しかないわけだから、その部分の中であえてそのために時間使うという部分もあるし、本会議場でテレビ入っているところで聞けないこともありますよねという部分でいくと、委員会にもそういうツールがあったほうがいいよねということだと思っております。もちろん今はもう委員会公開だから、会議録には残ってしまうけれども、テレビに映るインパクトの大きさ考えると、委員会でもそういう議案外の質疑というか、質問に近いような形の場合があってもいいのかなということだと思っております。多分あればあったで皆さんいろいろな使い勝手があって、より充実した委員会の審査というのはできるようになると思います。

委員長 協議会だと会議録は残らないけれども、委員会だと会議録は残っていく。委員会でもそうよね。だから、文書として、どんなこと話し合ったのですかというふうな質問があった場合には、それについては、一般市民から、答えなければいけないという形ですが、今の段階ですと、協議会ですから、いろいろな、ある程度フランクな、自由な話が出ているというふうな内容だろうと思います。

今の段階、今回の言われている内容は、委員会の中でということで、今までは、だから協議会を各月にやって、それでその中で委員会を活性していきましょうというふうな段階で来ていたわけですがけれども、その辺のところのご意見を出していただければいいと思います。質問でも構わないです。何がどう違うのだといえば、会議録は残るか残らないかですか。

永澤委員 やっぱり継続審査ができるかどうかですよね。協議会というのはあくまでも、聞いて、「ありがとうございます」というだけで、何も残らないわけですよね。委員会できちっと議案外で質疑をした場合には、では、これはここで、例えばまだもうちょっと調査したいので、閉会中も継続審査をしたいというようなところまで持っていける。事実として残っていくわけですよね。なので、1年後でも追って検証ができるという。

私は別に、ここで協議会、協議会で月に1回やっているのでも、年4回の委員会のときに議案外質疑というのは、実施して得こそすれ、損することは何もないと思うのですけれども。何か弊害になるとか。ぜひとも入れる方向で進めていけたらいいなとは思っています。

委員長 あと、もし委員会とかそういうところで議案外質疑ということが可能になった場合に、例

えば1人の人は知っているけれども、ほかの委員さんはその質問について何も知らないで、その委員会の中に白紙のまま出ていくような格好になりますよね。例えば、1つの問題があった場合に、このことについて皆さんで協議していただきたいというふうなものがあったときに、その辺のところのやり方はどんな感じであれのでしょうか。

永澤委員 それで、先ほど、いつの段階で質疑を提示するのですかという話で、だから告示の段階でした場合には、一般質問同様、皆さんに最初のときに提示する、開会日に提示することはできるわけですよね。だから、そのあたりで自分も準備することは十分可能だと思うのですけれども。

委員長 事務局のほうで何かあれば。

高山主幹。

議会事務局主幹 今やっている月1回の協議会、これは多分行く行くは正式な委員会として通年議会になってしまえば、閉会中の継続調査という、議決も要らないのでしょうかけれども、その前ぶれとしてやっておられるのかなという気はしています。ですから、山本委員さんが言われた委員会での議案外質疑ですか、これはちょっと趣旨が違うのかなと私今聞いて思っているのですが、その辺ちょっと質問してしまって申しわけないのですけれども。

委員長 山本委員さん。

山本委員 主幹のご認識のご指摘のとおりではないですか。要するに、継続的に調査をするというのは2回目以降の話であって、その2回目以降が今始まっているわけですよね。協議会の中で、継続して調査していきましょうという。単発でやられていたところもあるから、一概にはちょっとあれですけども。改選後は、これ委員会にする方向だったような気がしますので、それはそれでやっていくのでしょうかけれども、逆に今定例会月の委員会というのは議案審査中心になっていて、今協議会を後ろでやっているところ、やっていないところあるかと思えますけれども、そこできちっと開かれている中で、理事者に対して質疑ができる、議員間討議も入れるわけだから、理事者に対してもテーマで投げかけができて、質疑ができますよというツールを持ちましょうということですよね。そこから、閉会中の時期、開会月ではないところの審査のテーマづけであったり、あるいは政策形成、一足飛びに何か条例だとか意見書だとか決議だとかとなるかもしれないですけども、テーマによってはね。そういう方向できちっと成果物にダイレクトにつなげていくために、議案ではないところで質疑ができる機会が欲しいよねということですよね。

現状は会期制しいていますから、閉会中の議決が要ということはテーマが確定していないといけなわけだから、開会月にそういう機会がきちっとあって、それで最終日に議決かけないといけないわけだから、委員会としてはね。協議会としてはやれるけれども。最終的に成果物を出すという方向だとすると、その協議の過程が見えないというのがやっぱり市民

からしてみたら非常にわかりにくい話になるので、何か、本当に何か、例えば政策条例1本つくるべきだよねという話で質疑の結果なったときには、きちっと議決として、委員会としてちゃんと記録が残る、足跡残る形でやっていかぬということを考えると、その入り口の部分からきちっと記録に残るところでやらないと、頭がなかったり、真ん中の議論の経過が全部抜けていたりするような形でいきなり条例案出てくるみたいな話というのは余りよくないだろうというふうにも思うので、入り口の議案外質疑の部分、その中でやっていく、詰めていく途中のプロセスとしての開会月ではないところの所管事務調査の部分と、きちんとして全部道筋を、開かれた委員会の中でやれる仕掛けをきちっとルーチンとしてつくるべきだろうという認識の中でご提案をさせていただいています。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 済みません。ちょっと私が頭が悪いのかどうかわかりませんが、毎月やっている協議会と当然位置づけは違うのはわかります。それはわかりますけれども、内容的に差異がどこにあるのかなというのがちょっといまいちぴんとこない部分があるのですけれども、どうしても、今各月の協議会にしても、なかなかテーマが出てこないような状況もあります。そういったテーマを出すと同じようなことをこの委員会の日にやるというイメージなのでしょうか。それとも、そうではなくて、また違った趣旨の、何か質疑をしたいという提案なのか、その辺がちょっと私は理解できないのですが。ちょっとご説明いただくとありがたいのですが。

委員長 山本委員さん。

山本委員 実態としては多分同じになってしまう。スタートラインとしての実態は同じになるだろうなという想定はします。ただ、現状個人、個々の委員さんの興味関心、あるいは問題意識の中で、ぽんとテーマだけ投げている状態ですよ。消防広域化について議論、話が聞きたいですとか、シルバータクシー券のことについて協議をしませんかみたいな投げかけになっているけれども、ではそれ、8人なら8人、7人なら7人いる委員さんの中でその議論のレベルですよ。問題意識のレベルって、共有できない状態で議論スタートしようとするわけですよ。そしたら、その部分考えると、当然理事者来られるから、質疑はそこから始まっていくのだけれども、あくまで現状協議会という部分でいくと、協議して、ご報告受けて終わりになってしまうケースだってあるわけだし、そういった部分でいって、その先の政策形成に進めますかという部分からいくと、委員会の場でやるという、協議会に落とさないでやるということの意味のほうが、今の時点、スタートラインとしては大きいのかもかもしれません。

ただ、やっぱり開会月の委員会が議案審査中心になっていて、やっているところは後ろで協議会でやっているけれども、どうなのでしょう、やっていることは余り変わらないのかもしれないけれども、記録に残るところで議員さんが質疑できる場が最低年4回きちっと現状

においてもありますという部分をきちっと担保するという意味合いでしょうか、現状はそういう部分については、付託されていない案件について審査できないわけだから、その部分の道は逆に開会月のほうが間口狭くなってしまふよねという部分はあるのだと思うのですよね。閉会中の審査、これちょっと解釈違いかもしれないのだけれども、閉会中の審査は、テーマを決めて議決をとれば、そのテーマについて委員会を開くことができるし、やれるけれども、付託案件の処理の部分については、それ以外の権限ってあるのだろうかという話に、逆に開会月の位置づけというのはどうなのだろうかというのはちょっとあるかと思うのです。その部分で開会月の委員会の議事としてそういう部分がきちっと入っているということ埋めていく必要があるのかなという論点もあるのかなというふうに思っているのですけれども、ただ解釈違いならちょっと申しわけないのですが。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 所管事務調査に近い内容であれば、今の現行の制度でも委員会の日に、閉会する前に所管事務調査、これは事前に届け出、議長に届け出したりしてやれることはあるし、実際やったこともあります。そういった意味ではなく、私が最初この提案を理解したのは、議案外質疑、議案に出ていない、付託案件ではないけれども、所管事務の中のこういった質疑をしたい。さっきの言う文書質問ではないですけれども、そういったものを投げかけるような場をつくってもらいたいというニュアンスなのかなと受けとめたのです。そうすると、最初に言っていた月1回の協議会、あれを委員会に格上げするかどうかは別として、通年議会になれば問題ないというような問題も別として、内容的にはかぶらないのかなという気はしているのですけれども、ちょっと勘違いしていたのかどうか申しわけございません。その辺もちょっともう一回説明していたたければありがたいのですけれども。

委員長 山本委員さん。

山本委員 済みません。ちょっと私もあれして、説明がつたなくて大変申しわけないのですけれども、あくまで質疑の場をきちっとつくろうということでご提案を申し上げているので、今おっしゃられた部分のニュアンスでご理解いただいているというふうに思います。所管事務調査は本当、本来的にはあくまで調査ですので、そういう部分での位置づけの違いというのは自分の中ではあるのですが、口で説明するのがなかなか難しいという話で、実態として単発でやってしまうと、投げかけからいろいろ話を聞いて、ああ、なるほどというところまでが1回で終わってしまうから、全部やっているようなイメージになってしまうのですけれども、それ長いスパンでやろうとするときには、最初にその質疑を理事者とやって、問題意識を皆さんで共有していただいて、そこからでは次のステップの所管事務調査のほうに持っていくための入り口の部分として必要なことではないかという投げかけをさせていただいているということでご理解いただければというふうに思います。ちょっとつたないので申しわけなか

ったのですが、そういう趣旨です。

委員長 いいですか。

今までの中の流れの中で、協議会を今定期的にやっていると。それがだんだん、だんだん、もうちょっと正式なものにしていきたいというふうな方向の中で、委員会の中でそれを正式な委員会として、協議会ではなく、取り入れていこうというふうな、育っている段階ではないかなという気はしているのですが。それとはまた別に、新たに委員会でもというふうな内容になってきているので、普通理解して、次のステップの話なのかな。現行でも、だから、定例会でも終わった後に協議会ということで申し込めば、その協議会は今でも開かれているわけですから、その辺のところの段階の、私個人とすると、その協議会をもうちょっと充実した中で、では正式な委員会の中にこれを入れていきながら、会議録もちゃんととりながら次のステップに進んでいこうというふうなとらえ方で私はいたのですが。ですよ。

安道委員さん。

安道委員 全く個人の考えですけれども、私なんかもそういうふうなとらえ方をしていたので、先ほどのお話の中だと、事前通告をしてやっていく。またちょっと、確かに、あ、違うのかなと思って聞いていました。だから、その議案外質疑の内容、中身というのはちょっと皆さんの中では共通のものとしてなっていなかったのかなということが今認識できたなというところでは、ちょっともう少しみんなで絞っていかないとというか、議論しないとあれかな。まだ共通になっていなかったなということが今わかりました。

委員長 あと、例えば協議会なんかだと、ある程度時間的にはフリーだけれども、もう委員会となると、今開会日、2日予備日があるというのはありますけれども、時間的なものも制約が出てくるしという気はするのですよね。

山本委員さん。

山本委員 細かいディテールは実際にやると、もし合意がとれたとしてから考えればいいのですけれども、恐らくやるとしたら、多分持ち時間制にせざるを得ないだろうし、時間無制限で100項目とかで出されたら、いつまでたっても委員会終わりませんから、それはある程度、数で制限するという性質のものではないから、時間で制限せざるを得ないので、1人1回答30分とか考えざるを得ないだろうなと思いますけれども、その枠の中で質疑ができる。一般質問に相当するぐらいのちょっと細かいことが委員会で聞けますよというような位置づけのイメージで理解していただいたらいいのだろうというふうに思います、形式としては。あくまで質疑ですから、委員会所管事務から外へ出てしまうような話では困りますけれどもということですが、それからだれに何を質問するのかという部分をきちっと出してもらった上で、持ち時間の中でやってもらうようなイメージでやればいいのかというふうに思っています。

当然そこでのやりとりを周りの委員さん聞かれるわけだから、そこから、ではこの案件大事だねという話だったら、では閉会中もやろうやという話になるかもしれないし、会期中の委員会の段階でその話が合意がとれれば、その期末で議決をとるタイミングがあるわけだから、充実した形で進めていけるよねということだというふうには思っています。現状閉会中になってしまうので、そういうことですよ。ただ、通年になってしまったら、それまたちょっと事情変わってきますけれども、だからそういった部分で年4回程度、何でもありと言えばあれですけれども、所管事務の中で自由に質疑ができるような、一定の枠の中でやれるような仕組みをつくったらどうでしょうねということだと思います。その先の展開は、また物によっていろいろあるとは思いますが、きちっと質疑をやるということではいかがでしょうかねということなんです。

委員長　　ちょっと整理させていただくと、事前通告ではないけれども、だれだれ部長にこういうふうなことを聞きたいのだけれどもということ、委員会の中で一般質問みたいに先に出しておいて、それであとその委員会で聞いていくというふうな方法をとりたいという。

山本委員　形式において、そういう面についてはそういう形で運用していくことになるだろうなというふうに思います。

委員長　　いろいろ話が出ましたので、一応またそれぞれの会派でまとめていただいて、時間もお昼近くになってきましたので、きょうはこの辺のところで締めたいと思いますが。

　　今回はこの委員会の活性化から入っていきたいと思います。

　　一応その他ということで、何かあれば出していただいて。特別なようでしたら、次回の……

　　山本委員さん。

山本委員　もうこれでもうすぐ、あと1回やったらお盆になってしまうわけですがけれども、これ前もお話したかもしれないけれども、この委員会としての議論の仕上がりイメージをどうするのか、あとどのぐらい会議を持って、どこまで追いつけるのかという部分については、ちょっとこれ、そろそろ考えないと、行けるところまで行くというのも一つの考え方かもしれないけれども、それでいいのかなとちょっと思うので、今後のこの委員会の進め方の部分についてはちょっと考えないといけないかなというふうに思っています。仕上がりのイメージをどのレベルに持っていくかによって会議の持ち方とか進め方変わると思うので、その辺ちょっと、出口のこともちょっと考えながらやっていかないと、思っているところまで到達しませんでしたというわけにはなかなかいかぬ話だと思いますから、その辺ちょっとまたご配慮いただいてやっていただけたらなというふうに思いますけれども。

委員長　　議論がいろいろ活性化しているので、一つの方向ということとはなかなか難しい内容もありますが、今言われたことを頭に入れて、また進めていきたいと思っています。

次回の日程なのですが、平成24年8月9日、木曜日、午前9時半から第1委員会室で開催したいと思います。

△ 閉会の宣告（午前11時54分）

委員長 本日はこれもちまして議会改革特別委員会を閉会いたします。  
本日はご苦労さまでした。ありがとうございました。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 駒 井 勲